

* 郵送による戸籍謄本・住民票等の請求書 *

請求者	◆住所 〒	◆日中連絡可能な電話番号 TEL () [自宅・勤め先・携帯・他()]
	◆氏名	◆使用目的 <input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 扶養申請 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> その他()
	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日生	◆必要な方との続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他()

住民票 (除票)	[住所]	
	[必要な方の氏名]	[生年月日] 大 昭 平 令 年 月 日生
	[必要部数] ※稚内市の金額を表示しています。 世帯全員 (1通 300円) 通 世帯一部 (1通 300円) 通 (市町村によって手数料は異なります)	住民票に世帯主名及び続柄・本籍等を記載しますか? <u>記載が必要な項目に○をつけてください。</u> 世帯主名及び続柄 本籍及び筆頭者 備考欄 ※○がない項目は『省略』と表示されます。

戸籍関係	[本籍]		
	[筆頭者氏名] 明 大 昭 平 令 年 月 日生	[必要な方の氏名] ※抄本の場合は必須 明 大 昭 平 令 年 月 日生	
	[必要部数] ※稚内市の金額を表示しています。 戸籍謄本 (1通 450円) 通 戸籍抄本 (1通 450円) 通 除籍・改製原戸籍 (1通 750円) 通 身分証明書 (1通 300円) 通	戸籍の附票 (1通 300円) 通 戸籍の附票に本籍及び筆頭者等を記載しますか? <u>記載が必要な項目に○をつけてください。</u> 本籍及び筆頭者 在外選挙登録地	
	2週間以内に戸籍届出をされましたか? いいえ はい (令和 年 月 日)		
	届出種類 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転籍 <input type="checkbox"/> 他()		

○何か特記事項があればご記入ください。
例：『稚内銀行』へ提出するため、『稚内太郎』の出生から死亡までの連続した戸籍が必要。
・ 『 』へ提出するため 『 』の出生から死亡までの連続した戸籍が必要。
・ 『 』へ提出するため 『 』の 『 』の記載がある戸籍が必要。
・ 『 』へ提出するため 『 』と 『 』の続柄がわかる戸籍が必要。
・

必ず裏面もお読みください

* 郵送請求に必要なもの *

①請求書

※この用紙の表面をお使いください。

電話番号は必ず日中連絡可能な番号をご記入ください。連絡が取れない場合、返送に遅れが生じますのでご注意ください。

②定額小為替

※最寄りの郵便局窓口でお買い求めください。

料金分の定額小為替をお釣りの無いよう同封して下さい。
現金および切手は受付けておりません。

(稚内市の金額)

- | | |
|------------------|------------------|
| ・住民票・除票 … 300円 | ・戸籍謄・抄本 … 450円 |
| ・除籍・改製原戸籍 … 750円 | ・身分証明書・附票 … 300円 |

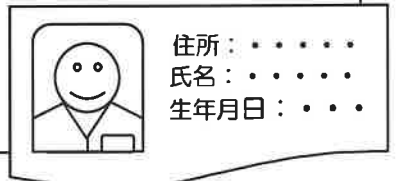


③本人確認書類のコピー

『返送先の住所』と『氏名』が併記されていない場合は、返送できない場合があります。

- ・運転免許証、マイナンバーカード
- ・その他官公署発行の身分証明書や保険証等

※住所や氏名を本人が記入したもの及びパスポートは除く

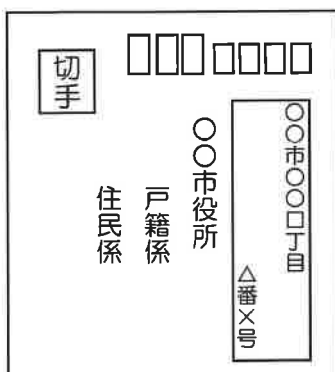


④返信用封筒

※返送先は請求者本人に限ります。

請求者本人の住所・氏名を記入し、料金分の切手をあらかじめ貼付しておいてください。重さや大きさにより料金が不足した場合は『不足料金受取人払』で返送致しますので、お受け取りの際にお支払いください。(簡易書留は料金が不足した場合、適用できません)

上記①②③④が全て揃ったら…



市町村役場へ郵送

請求内容によって、委任状等が必要となる場合があります。

- ・世帯が別の方の住民票 → 委任状
(法定代理人以外は親族であっても必要です。)
- ・配偶者及び直系親族以外の方の戸籍 → 委任状
(兄弟姉妹は直系親族にあたりません。)
- ・請求を受ける市町村において請求者と必要な方との続柄が確認できない場合 → 戸籍謄本のコピー等

ご不明な点等がございましたら、お電話等でお問い合わせください。

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所
総合窓口課 選挙・戸籍住民グループ ☎0162-23-6407 (直通)